

ごみの減量等市民運動推進事業について

1. 目的

市民・事業者・行政がお互いに連携協力し、市全体で積極的にごみの減量化・資源化に取り組む姿を目指します。

2. 現状と課題

平成 28 年度の当市の 1 人 1 日あたりのごみの排出量は、国の平均値、県の平均値(全国 42 位)を上回っており、県内 40 市町村の中でも 38 位と全国下位に低迷しています。

ごみの減量化・資源化の推進にあたっては、一人ひとりがごみの排出者であるという当事者意識と責任を持ち、市民・事業者・行政の 3 者がそれぞれの役割と責任のもと連携・協働し、取組を進めていくことが重要ですが、本市では、一人ひとりの当事者意識や関心（≒ごみに対する正しい知識）が十分に高いとは言えない状況にあります。

【H27 アンケート】ごみの減量・リサイクルの取組を実施しない理由：
ごみの減量・リサイクルのために何を実施すればよいかわからないから 34.6%

3. 弘前市一般廃棄物処理基本計画に定める基本方針

平成 28 年度に策定した弘前市一般廃棄物処理基本計画では、3 つの基本方針に基づきごみの減量化・資源化を強力に推進することを掲げています。

【基本方針 1】3 者連携・協働による 3R の推進（弘前 3・3 運動）

【基本方針 2】全ての市民・事業者による継続的な取組の推進

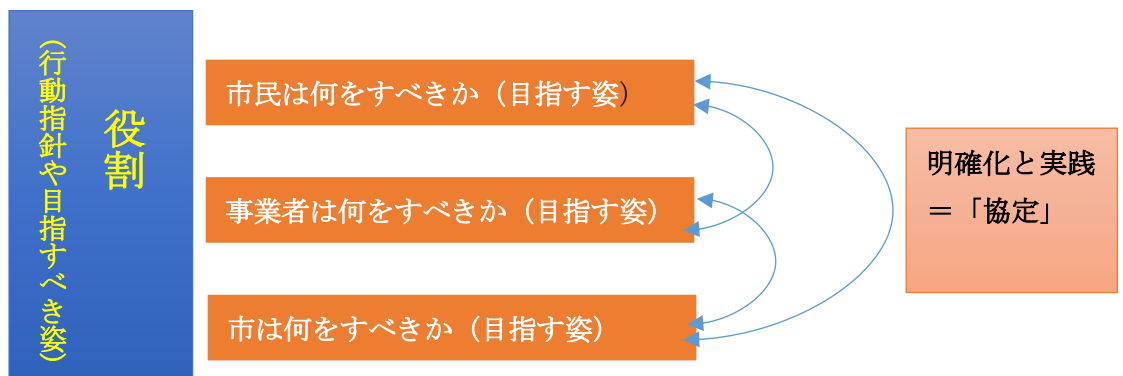
【基本方針 3】財政負担軽減に向けた効率的な処理体制の確立

4. 基本方針を踏まえた市民運動の展開

この基本方針を踏まえ、市民・事業者・市のそれぞれの役割について再確認し、連携・協働の取組を強化するため、市民及び事業者等の所属する団体等と市が協定を締結し、ごみの減量化・資源化の機運の醸成を図ります。

協定に基づき、それぞれが相互に連携・協働しやすい流れを作り、市全体で取り組む、市民運動へと展開していきます。

市民運動の展開によって、一人ひとりの意識の向上が図られ、市全体の積極的な取組が期待されます。



弘前市のごみ減量化・資源化に向けた市民運動の展開

目的：市民、事業者、行政がお互いに連携協力し、積極的にごみの減量化・資源化に取り組むこと。

現状

弘前市のごみ排出量（1人1日あたり）全国下位

青森県：全国42位 うち 弘前市：県内38位（平成28年度）

◎取組の基本

- ①発生抑制（3キリ運動～使いキリ、食べキリ、水キリの実践など）
- ②再利用（衣類回収ボックスの利用など）
- ③再生利用（オフィス町内会の活用など）

課題

市民一人ひとりの意識の向上

ごみの減量化・資源化の推進のためには・・・

解決策

市民及び事業者の所属する団体と市との協定締結

そのためには、市民、事業者、行政が一体となることが大切

効果

市全体で取り組む市民運動へと展開

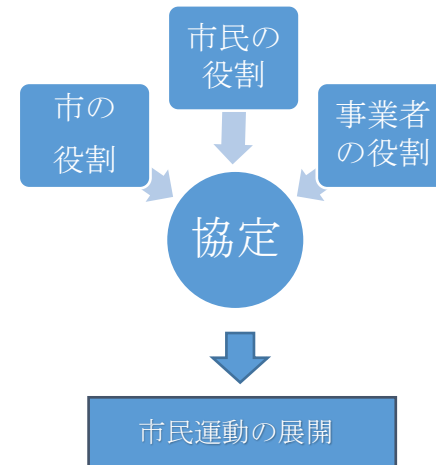
各団体との協定を足がかりとし、意識の共有を市全体へと波及

期待される結果

市民一人ひとり(市全体)の積極的な取組

市全体の機運醸成が図られ・・・

ごみ減量化・資源化



弘前市ごみ減量化・資源化の取組に関する協定書

弘前市町会連合会（以下「甲」という。）と弘前市（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、弘前市のごみの減量化・資源化に資するため、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、循環型社会の形成と地球にやさしい「あずましい ふるさと」を目指し、甲と乙が相互に連携協力して、ごみ減量化・資源化の推進及びごみの適正処理等に取り組むことを目的とします。

（甲の取組）

第2条 甲は乙と協力して、ごみの減量化・資源化に係る意識啓発活動を地区ごとに実施します。

2 甲は、各町会及び市民に対し、家庭から出るごみの減量化・資源化について、次の項目の取組を呼びかけ、支援し、自ら実践することによって、各町会及び市民の意識向上を図ります。

- （1）食材の使いキリ・食べキリ、生ごみの水キリの3キリ運動を積極的に実践する。
- （2）正しいごみの分け方・出し方の啓発、ごみの減量化・資源化につながるアイデアの情報共有・周知に努める。
- （3）ごみの集積場所を清潔に保ち、ごみの不適正排出・不法投棄を防止する啓発に努める。
- （4）各町会における資源回収運動を推進する。

（乙の取組）

第3条 乙は甲と協力して、ごみの減量化・資源化に係る意識啓発活動を地区ごとに実施します。

2 乙は、市全体がごみ減量化・資源化に積極的に取り組める環境を整備するため、次の項目の取組を実施し、市民のごみ減量化・資源化の意識向上を図ります。

- （1）広報誌やホームページなどを用いたわかりやすい情報の発信
- （2）出前講座や意見交換会などを通じたわかりやすい周知啓発

3 乙は、本協定の取組みについて、市民の理解と協力が得られるよう、広く周知します。

（意見交換）

第4条 甲及び乙は、ごみ減量化・資源化の取組みを推進するため、積極的に意見交換会を実施し、相互に協力できる項目の確認やそれぞれの取組みの進捗状況について情報共有を図ります。

（協定の効力及び更新）

第5条 この協定は、協定締結日から1年間をもって終了するものとします。ただし、期間満了の日1か月前までに甲または乙のいずれからも申し出がないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とします。

（協議）


第6条 本協定に定める事項を変更しようとするとき、この協定に定めのない事項で必要が生じたとき又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定することとします。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとします。

平成31年 3月 4日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1
弘前市町会連合会

会長

阿部 精一 

乙 弘前市大字上白銀町1番地1
弘前市

弘前市長

櫻田 宏 

弘前市ごみ減量化・資源化の取組に関する協定書

弘前商工会議所（以下「甲」という。）と弘前市（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、弘前市のごみの減量化・資源化に資するため、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、循環型社会の形成と地球にやさしい「あずましい ふるさと」を目指し、甲と乙が相互に連携協力して、ごみ減量化・資源化の推進及びごみの適正処理等に取り組むことを目的とします。

（甲の取組）

第2条 甲は乙と協力して、甲の会員に対し、それぞれの事業所等から出るごみの減量化・資源化について、次の項目の取組を呼びかけ、支援することによって、会員の意識向上を図ります。

- （1）オフィス町内会への加入を促進し、会員各位が古紙類の資源化に積極的に取り組むよう周知・働きかけを行う。
- （2）乙が発信する正しいごみの分け方・出し方に関する情報を会員へ発信する。
- （3）乙が行う事業所の戸別訪問への支援を行う。

（乙の取組）

第3条 乙は甲と協力して、ごみの減量化・資源化に係る意識啓発活動を実施します。

- 2 乙は、市全体がごみ減量化・資源化に積極的に取り組める環境を整備するため、次の項目の取組を実施します。
 - （1）広報誌やホームページなどを用いて、わかりやすい情報を発信する。
 - （2）事業所向け出前講座を通し、わかりやすく周知啓発を行う。
 - （3）「事業系ごみガイドブック」を用いて、ごみの分別や排出方法に関する周知を行う。
 - （4）事業所の戸別訪問により、ごみ排出方法の助言を行う。
 - （5）ごみ処理施設における事業系ごみの展開調査により、事業系ごみ排出状況の実態を把握する。
- 3 乙は、本協定の取組について、市民の理解と協力が得られるよう広く周知します。

（意見交換）

第4条 甲及び乙は、ごみ減量化・資源化の取組を推進するため、積極的に意見交換を行い、相互に協力できる項目の確認やそれぞれの取組の進捗状況について、情報共有を図ります。

（協定の効力及び更新）

第5条 この協定は、協定締結日から1年間をもって終了するものとします。ただし、期間満了の1か月前までに甲または乙のいずれからも申し出がないときは、更に1年間更新するものと

し、その後も同様とします。

（協議）

第6条 本協定に定める事項を変更しようとするとき、この協定に定めのない事項で必要が生じたとき又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定することとします。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとします。

平成31年 3月 4日

甲 弘前市大字上鞆師町18番地1
弘前商工会議所

会頭 清藤哲夫



乙 弘前市大字上白銀町1番地1
弘前市

弘前市長 櫻田宏

